

災害時要援護者登録制度が

スタートします



市では、地震や風水害などの災害時に心身障がい児・者や一人暮らしの高齢者など、自力で避難が困難な市民を対象とした災害時要援護者の登録制度を4月1日からスタートいたしました。

この制度は、過去の震災などで多くの人命が失われ、そして地域のみなさんの支援活動によって救出されたことを教訓として、災害時に地域全体で備え・支えあい、市民の安心・安全を守ることを目的にしています。

▼災害時要援護者登録

原則として本人の申請により行い、災害時要援護者として登録していただきます。登録した情報については、災害時の安否確認や避難誘導などに使用し、警察署、消防署、自治会、民生委員・児童委員などに必要最低限の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号など)を提供しますが、プライバシーの保護を最優先にしています。

いつ起こるか分からない災害に備え、災害時要援護者の登録をお願いします。

※この制度は、災害発生時に直ちに支援・救援活動などが受けられるものではありません。今後、関係機関と協力し、支援体制づくりを進めるための基礎となるものです。

▼登録できる人

災害時に地域での支援を

希望する人で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した左表の人です。なお、左表に該当しない人で、災害時に自力で避難することが困難な人も登録することができま

高齢者	障がい児・者
(原則として) ①75歳以上の高齢者のみの世帯の人	〔身体障害者手帳〕 ①肢体不自由の障がい等級が1級もしくは2級の人 ②視覚障がい等級が1級もしくは2級の人 〔療育手帳〕 ①障がいの程度がAもしくはAの人

問合せ・申込み 社会福祉

課(障害福祉担当) ☎(42)

8435または介護福祉

課(高齢福祉担当) ☎(42)

8438またはくらし安

全課(くらし・安全担当)

☎(43) 11111内線17

2

ハザードマップを

作成しました



▲幸手市洪水・地震ハザードマップ

〔洪水ハザードマップ〕

利根川・江戸川・荒川の堤防が台風や大雨によって決壊し、幸手市が浸水した場合に想定される水の深さを示したものです。

概ね200年に1回程度起こる大雨を想定し、それぞれの堤防が決壊した場合に予想される浸水状況の予測結果に基づいて浸水想定区域(浸水する範囲とその程度を表した図)をわかりやすく掲載しています。

※雨の降り方や土地利用状況の変化などにより浸水区域などが変わる場合も

ありますのでご注意ください。

〔地震ハザードマップ〕

地震災害に関する情報と避難方法などを市民のみなさんに提供することにより、日ごろからの防災意識を高めるとともに、いざというときの避難行動が、安全かつスムーズに行われて、被害を最小限にすることを目的として作成したものです。

幸手市への影響が大きいと想定される「茨城県南部地震」の震度を基に、「揺れやすさ」「建物倒壊の危険度」「液状化危険度」を示した地図となっておりま

す。そのほかにも、震災時の注意点など防災に関する情報がたくさん掲載されていますので、いつ起こるかわからない地震のために、日ごろからの防災対策にご活用ください。

問合せ くらし安全課 ☎(43)

11111内線172・FAX

(44) 0257

平成21年度より

固定資産の評価が変わります

固定資産(土地・家屋)の評価は、3年に1度、すべての土地・家屋について評価額の算定替えが行われています。これは、「評価替え」といわれるもので、平成21年度はその基準年度になっています。この平成21年度の評価額が原則として平成22、23年度も据え置かれます。

▼土地について

評価替えにより、固定資産税路線価や標準宅地の価格が見直された結果、評価額は前回の評価替え時より減少しますが、最も下落していた平成20年度より多少増加しています。これは、今回の価格が平成20年1月1日の地価公示価格などをもって算定されたので、その時点の地価が影響しているためです。ただ、平成21年度の評価額には、平成20年1月1日から7月1日までの半年間の地価下落が反映しています。今後平成22、23年に地価が下落すれば、それに伴い評価額も下

落することとなります。

また、商業地や住宅地などの用途地区、環境が大きく変化した地域の見直しも行いました。そのため、そのような地区・地域では、評価額が大きく変動している場合があります。

なお、土地の固定資産税額については、評価額が上昇しても税額が大きく上昇しないような仕組みになっています。

▼家屋について

評価替えにより、既存のすべての家屋について評価が見直されます。家屋の見直しは、築年数や建築物価などをもとに算定されますが、評価額はほとんどの家屋で減少します。ただ、築年数が相当経過したものや非木造家屋などの一部の家屋では据え置きになる場合があります。

なお、家屋の固定資産税額については、上昇することとはなく、ほとんどが減少、一部が据え置きとなります。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111
内線 136・FAX(43) 1125

縦覧と閲覧について

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧については下表のとおりです。
※縦覧・閲覧場所は、市役所税務課窓口です。
※縦覧・閲覧の際には、ご本人の確認をお願いしていますので、運転免許証などをご持参ください。

縦覧・閲覧の種類	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
内容	市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者のみなさんは、自己の資産と他の資産を比較できるよう土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。	市内に土地や家屋を所有する納税義務者のみなさんは、固定資産課税台帳のうち本人が所有する固定資産の課税の内容(土地・家屋の明細、評価額、税額など)を閲覧することができます。
対象者	固定資産税の納税者とその同居の親族、または納税管理人。それ以外の人が縦覧する場合は、納税者発行の委任状が必要になります。	固定資産税納税義務者とその同居の親族、または納税管理人、借地借家人など。それ以外の人が閲覧するときは、納税義務者発行の委任状が必要になります。
縦覧・閲覧期間	4月1日(水)～6月1日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日は除く。	一年を通じて閲覧できます。 ※縦覧期間中は閲覧のみ無料で、証明や写しを取る場合は有料となります。 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日は除く。

指定管理者が 変更になります

問合せ 政策調整課
☎(43) 1111 内線 242

4月1日から公の施設を管理運営する指定管理者が、財団法人幸手市施設管理公社から左表のとおり変更になります。

管理者	幸手市営釣場神扇池
トールツリーグループ (株)サンワックス	トールツリーグループ (株)ケイミックス (株)後楽園スポーツ
幸手市市民文化体育館(アスカル幸手)、幸手総合公園陸上グラウンド・庭球場、ひばりヶ丘球場、B&G海洋センター、神扇グラウンド、上吉羽中央公園、千塚西公園、幸手市コミュニティセンターほか	

〔指定管理者から〕

トールツリーグループ

このたび、指定管理者として、アスカル幸手(ほか15施設)の管理運営をさせていただきますこととなりました。トールツリーグループです。

(財)幸手市施設管理公社からのお知らせ

財団法人幸手市施設管理公社は3月31日をもって幸手市の公の施設の管理を終了いたしました。

公社設立以来17年間、市民のみなさまのあたたかいご声援・ご協力をいただき、施設の管理運営を行うことができましたことを心より厚くお礼申し上げます。4月1日から当公社に代わり新たな指定管理者が施設の管理運営を行うこととなりますが、引き続きのご利用をお願いいたします。

施設の公共性に十分配慮し、利用者のみなさまにご満足いただけるよう、市民のみなさまとの連携により、サービスの向上はもとより利便性を高めた充実した施設づくりに努力してまいります。

▼(株)サンワックス
4月から幸手市営釣場神扇池の指定管理者に指定されました(株)サンワックスです。初級・中級向けの釣り教室、年3回の大会、季節ごとにイベントを開催いたします。4月2日～6日のオープンニングイベントではご来場の方に豪華景品が当たる抽選会を開催します。みなさまのご来場をお待ちしています。